

○吹田市既存民間木造住宅耐震設計補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の既存の民間木造住宅（国、都道府県、市町村等以外の者が所有する木造住宅をいう。以下同じ。）の耐震設計を実施する当該民間木造住宅の所有者に対し、吹田市耐震改修促進計画に基づき、予算の範囲内において、既存民間木造住宅耐震設計補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、木造住宅の耐震改修の実施を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち、木造（混構造を含む。）のものであって、戸建住宅、長屋住宅又は共同住宅に該当するもの（賃貸に係るものを除くものとし、併用住宅にあっては、居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として、耐震診断・改修技術者が建築物の改修を行うことをいう。
- (3) 耐震診断・改修技術者 1級建築士、2級建築士又は木造建築士であって、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する木造住宅の地震に対する安全性の評価に係る講習会（原則として、平成24年度以後に開催されたものに限る。）の受講修了者名簿に登録されているものをいう。
- (4) 耐震診断結果 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」（原則として、平成24年度以後に改訂されたものに限る。）に定める一般診断法又は精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。）により実施された総合評価における上部構造の評点をいう。
- (5) 耐震改修計画 耐震診断・改修技術者が作成する耐震改修の計画であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 耐震診断結果が0.7以上1.0未満の住宅については、耐震改修後の耐震診断結果を1.0以上まで高めるための計画
 - イ 2階建て以上の住宅で1階部分の耐震診断結果が1.0未満のものについては、耐震改修後の1階部分の耐震診断結果を1.0以上まで高めるための計画
 - ウ 耐震診断結果が0.7未満の住宅については、耐震改修後の耐震診断結果を0.7以上まで高め、

かつ、耐震改修前と比較して0.3以上高めるための計画

(6) 耐震設計 耐震改修計画を作成することをいう。

(7) 耐震改修工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者が行う耐震改修の工事で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 耐震改修計画に基づいて行う工事（耐震診断・改修技術者により工事監理が行われるものに限る。）

イ 国土交通省及び一般財団法人日本建築総合試験所、一般財団法人日本建築防災協会その他の公的機関等において性能が確認された工法で、建築物の構造とは独立した構造体を木造住宅の屋内に設置する工事

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、民間木造住宅の所有者（法人を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条の申請書等の提出の日の属する年の前年（当該提出の日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年）の課税総所得金額等（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の3第2項に規定する課税総所得金額及び市長が定めるその他の所得の合計額をいう。以下同じ。）（申請に係る建物が数人の共有に属する場合にあつては、共有者全員の課税総所得金額等を合算した額）が5,070,000円以上の者は、補助対象者としな

（補助対象木造住宅）

第4条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当する民間木造住宅及びこれに準ずるものとして市長が適当と認める民間木造住宅とする。

(1) 法の規定に適合したもの（法第86条の7の規定により制限の緩和される既存の建築物を含む。）で、現に居住の用に供され、又は居住の用に供されることが見込まれるものであること。

(2) 昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けて建築されたものであること。

2 前項の規定にかかわらず、耐震診断結果が1.0以上の民間木造住宅及び過去にこの要領に基づく補助金の交付の対象となった民間木造住宅は、補助対象木造住宅としな

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、耐震設計を実施する事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用（耐震改修計画に基づく耐震改修工事の見積りの作成費用を含む。）とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の総額に10分の7を乗じて得た額又は100,000円（長屋又は共同住宅にあっては、100,000円に戸数を乗じて得た額）のいずれか少ない額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した既存民間木造住宅耐震設計補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名、住所及び電話番号（以下「氏名等」という。）

(2) 申請に係る木造住宅の家屋番号、所在地及び概要

(3) 建築主事の確認を受けた年月日

(4) 耐震診断・改修技術者の氏名

(5) 耐震診断結果の概要

(6) 交付申請額

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請に係る木造住宅の法第6条第1項の確認済証の写し又は法第7条第5項の検査済証の写し（これらの書類を提出できない場合は、法第6条第1項の規定による確認を受けた日又は同項の規定による工事を完了した日を確認できる書類）

(2) 申請に係る建物の所有者を明らかにする書類

(3) 申請に係る土地の所有者を明らかにする書類

(4) 耐震診断・改修技術者の資格を証する書類

(5) 申請に係る木造住宅に係る耐震診断結果報告書（耐震診断・改修技術者が作成したものに限る。）

(6) 申請に係る木造住宅の現況写真

(7) 申請に係る木造住宅の所有者の第3条第2項に規定する課税総所得金額等を証する書類

(8) 申請に係る木造住宅に所有者以外の者が居住している場合にあつては、当該居住している

者の同意書

(9) 申請に係る建物が数人の共有に属する場合にあっては、他の所有者の同意書

(10) 申請に係る木造住宅とその敷地の所有者が異なる場合にあっては、当該敷地の所有者の同意書

(11) 補助対象経費の見積書又はその写し

(12) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を他の書類によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、既存民間木造住宅耐震設計補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該交付決定の内容若しくはこれに付した条件に不服があるとき又は補助対象事業の実施が困難となったときは、当該通知を受けた日から原則として60日以内、かつ、第12条第2項の規定による届出をするまでの間に限り、当該交付決定に係る申請を取り下げることができる。この場合において、補助決定者は、補助金交付申請取下げ届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項後段の届出書の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(変更交付の申請等)

第11条 補助決定者は、その後の事情変更により申請の内容を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した既存民間木造住宅耐震設計補助金変更交付申請書（様式第3号）に第8条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

(1) 申請者の氏名等

(2) 変更交付申請額

(3) 変更の理由

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容

を変更すべきものと認めるときは、既存民間木造住宅耐震設計補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした補助決定者に通知するものとする。この場合においては、第9条後段の規定を準用する。

（着手届）

第12条 補助決定者は、第9条の規定による通知を受けた日から原則として60日以内に補助対象事業に着手しなければならない。

2 補助決定者は、補助対象事業に着手したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した既存民間木造住宅耐震設計着手届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- （1） 届出者の氏名等
- （2） 耐震診断・改修技術者の氏名等
- （3） 着手年月日

（実績報告）

第13条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した既存民間木造住宅耐震設計実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- （1） 報告者の氏名等
- （2） 完了年月日
- （3） 補助対象経費の額

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 耐震改修計画に基づき耐震改修を実施した場合の耐震診断結果の報告書（耐震診断・改修技術者が作成したものに限る。）又はその写し
- （2） 耐震改修工事の見積書又はその写し
- （3） 補助対象経費の支払を証する書類
- （4） 補助対象経費の詳細を証する書類
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、既存民間木造住宅耐震設計補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第 1 5 条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した既存民間木造住宅耐震設計補助金交付請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（1） 請求者の氏名等

（2） 交付請求額及び振込先預金口座

（交付）

第 1 6 条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（概算払）

第 1 7 条 市長は、前 2 条の規定にかかわらず、補助対象事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、第 1 4 条の規定による補助金の額の確定前においても、第 9 条の規定により交付決定した補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（精算）

第 1 8 条 市長は、第 1 4 条の規定により補助金の額を確定した場合において、前条の規定により既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える額を返還させるものとする。

（交付決定の取消し）

第 1 9 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 第 1 2 条第 1 項に規定する期間内に補助対象事業に着手しないとき又は補助対象事業を中止したとき。

（2） 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

（3） 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（4） 第 2 1 条又は第 2 2 条後段の規定に違反したとき。

（5） その他この要領に違反したとき。

（補助金の返還）

第 2 0 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

（帳簿の整備等）

第 2 1 条 補助決定者は、補助対象事業に係る支出を明らかにした帳簿を備え、当該支出について

証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後１０年間保管しなければならない。

（報告の徴収等）

第２２条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

（指導及び助言）

第２３条 市長は、補助決定者に対し、民間木造住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（委任）

第２４条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、都市計画部長が定める。

附 則

（施行期日）

１ この要領は、令和３年１１月２４日から施行する。

（経過措置）

２ 令和３年４月１日からこの要領の施行の日前に、吹田市既存民間木造住宅耐震設計補助金交付要綱を廃止する告示（令和３年吹田市告示第２４６号）による廃止前の吹田市既存民間木造住宅耐震設計補助金交付要綱の規定によりなされた事前協議、交付の申請、交付の決定その他の行為は、この要領の相当規定によりなされた交付の申請、交付の決定その他の行為とみなす。

附 則

この要領は、令和６年９月１日から施行する。